

交通規制の変更に関するお知らせ

平素は格別のご高配を承り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、以下の場所に横断歩道を新設する予定です。

【新設交差点】岐阜県飛騨市古川町東町5番21号 林昌寺前交差点

現在、この林昌寺前交差点には、一時停止の交通規制がありますが、横断歩道を新設するにあたり、当署では

- ・丁字交差点と交差する道路（県道）は優先関係が明確な直線道路であり、一時停止の交通規制を要しない場所であること
- ・横断歩道を横断しようとする方がいれば、車両は停止する義務があること
- ・ガードパイプの設置や街路灯設置等の安全対策を行うこと

等を踏まえ、一時停止規制の解除を検討しています。

横断歩道に関しては、早ければ本年度中には設置する予定でございますので、どうぞご理解をよろしくお願い申し上げます。



← 現在の状況

変更後のイメージ →

- ・横断歩道の新設
- ・一時停止の解除



問い合わせ先

岐阜県飛騨警察署交通課

0577-73-0110